

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第一百七十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（投票所経費）

第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

（投票所経費）

第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

区市町村	投票所		区	市	町	村
	投票台	選挙人の数	平日	休日	平日	休日
五百人以上満	一三三、〇〇四 円	一〇八、三七四 円	一九八、六七四 円	一〇八、三七四 円	一九八、六七四 円	一九八、六七四 円
千五百人以上満	一四四、四八九	一二一、〇一一	二二一、三二一	一二〇、二五九	二二三、一三四	二五七、九四四 円
二千八百人以上満	一九一、七〇〇	一七九、三八五	三一二、八三五	一五九、七四〇	三二七、七六五	三五八、八五四
三千八百人以上満	二二〇、五八三	一八五、九五三	三三二、四〇三	一七八、一九二	三五八、七九二	三九七、五〇一
五千八百人以上満	二五八、八六六	二〇四、〇七四	三六二、〇九九	一九七、〇七五	三七七、六七五	四四三、一四九
一万一千人以上満	二五八、三六六	二五四、八八〇	四八〇、六三〇	二四八、五四六	四九六、八七一	四九七、二六八
一万七千人以上満	三〇〇、九二二	二九七、四三五	五九〇、九一〇	二八四、六二〇	五七八、一〇五	六二一、九五五
二万五千人以上満	三三七、八三五	三三三、一八七	六七一、八一二	三二〇、二八五	六八一、四八五	七七六、五三九
二万人以上	三六一、六〇五	三五六、九五七	七四〇、七三二	三四四、〇五四	七五〇、四〇四	

区市町村	投票所		区	市	町	村
	投票台	選挙人の数	平日	休日	平日	休日
五百人以上満	一六〇、四五六 円	二七、二八六 円	一六四、五一二 円	二九七、五〇八 円	一四七、一一四 円	二五七、九四四 円
千五百人以上満	一七八、一八六	三一一、一八二	一八二、二四二	三三七、四〇四	一六四、八四四	二九七、八四〇
二千八百人以上満	二二六、一一七	三七一、二七九	二二〇、一七三	三九七、五〇一	一九六、六九二	三五八、八五四
三千八百人以上満	二三四、八一二	三八九、九七三	二二五、九二五	四〇三、二五三	二二〇、一七三	三九七、五〇一
五千八百人以上満	二五八、六九三	四三六、〇二二	二六六、八〇五	四八八、四六五	二四三、六五五	四四三、一四九
一万一千人以上満	三〇七、九七六	五二九、六三六	二九九、〇九〇	五四二、一九六	二七五、六〇八	四九七、二六八
一万七千人以上満	三六二、八六一	六二八、八五三	三五八、〇三二	六六八、三五五	三二八、七九七	六二一、九五五
二万五千人以上満	四八二、九八二	八八一、九七〇	四九九、一〇六	九八六、八五八	三九九、七一七	七七六、五三九
二万人以上	六一八、八三三	一、一七二、九八三	五七一、一二二	一、一四七、四二七	四七〇、六三六	九三六、一二二

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

[illegible]

第一項の投票所で、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四

十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

[illegible]

三千人未満以上	一六、六七〇	一七、七三八	一五、〇二八	一六、〇九六	一七、八四八	一九、二七二
三千人未満以上	一七、四九一	一八、五五九	一七、二五九	一八、五〇五	一八、六六九	二〇、〇九三
五千人未満以上						
五千人未満以上	一九、七二二	二〇、九六八	二二、九五二	二五、七三二	二五、三六二	二七、三二〇
一万人未満以上						
一万人未満以上	二六、四一五	二八、一九五	三〇、六四五	三二、九五五	三三、六四五	三三、九五九
一万人未満以上						
一万人未満以上	三〇、二八八	三二、二四六	三五、九二八	三八、五九八	三七、三三八	四〇、一八六
一万人未満以上						
二万人以上	三四、七五〇	三七、〇六四	四〇、三九〇	四三、四一六	四一、八〇〇	四五、〇〇四

[illegible]

二千人未以上	一八、九二〇	二〇、一九四	一九、五六八	二一、〇〇四	一九、二〇八	二〇、六六四
三千人未以上	二一、五四六	二三、〇〇二	二四、四六〇	二六、二八〇	二一、八三四	二三、四七二
五千人未以上	二六、〇七八	二七、八九八	二六、七二六	二八、七二八	二四、一〇〇	二五、九二〇
一万人未以上	三二、七七九	三三、九六三	三三、八八四	三六、四三二	三〇、八九八	三三、二六四
一万五千人未以上	四六、一八四	四九、四六〇	五二、〇一二	五六、〇一六	三九、九六二	四三、〇五六
二万人未以上	六二、八五五	六七、四〇五	六一、〇七六	六五、八〇八	四九、〇二六	五一、八四八
二万人以上						

区 市 町 村	投票 票 日	区 の 選 挙 人 の 数	区		市		町		村		
			平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日			
二万人以上	五、六、六五〇	六、一、二〇〇	五、八、九一六	六、三、六四八	四、七、五八六	五、一、四〇八	二千人未満以上	一五、八六二	一七、一三六	一五、八六二	一七、一三六
一万五千人以上	四〇、七八八	四四、〇六四	四九、八五二	五三、八五六	三八、五二二	四一、六一六	二千人未満以上	一五、八六二	一七、一三六	一五、八六二	一七、一三六
一万一千人以上	二七、一九二	二九、三七六	三一、七二四	三四、二七二	二九、四五八	三一、八二四	一千人以上未満	一五、八六二	一七、一三六	一五、八六二	一七、一三六
一万七千人未満	一八、一二八	一九、五八四	二二、六六〇	二四、四八〇	二〇、三九四	二二、〇三二	五百人以上未満	一一、三三〇円	一二、二四〇円	一一、三三〇円	一二、二四〇円
五千人未満以上	二二、六六〇	二四、四八〇	二四、九二六	二六、九二八	二二、六六〇	二四、四八〇	二百人以上未満	一一、三三〇円	一二、二四〇円	一一、三三〇円	一二、二四〇円
三千人以上未満	一八、一二八	一九、五八四	一八、一二八	一九、五八四	一八、一二八	一九、五八四	五十人以上未満	一一、三三〇円	一二、二四〇円	一一、三三〇円	一二、二四〇円
五千人未満以上	一五、八六二	一七、一三六	一八、一二八	一九、五八四	一八、一二八	一九、五八四	十人以上未満	一〇、七八八	一一、三三〇円	一〇、七八八	一一、三三〇円
二千人未満以上	一五、八六二	一七、一三六	一八、一二八	一九、五八四	一五、八六二	一七、一三六	十人以上	一〇、七八八	一一、三三〇円	一〇、七八八	一一、三三〇円
五百人以上未満	一一、三三〇円	一二、二四〇円	一二、五九六円	一四、六八八円	一一、三三〇円	一二、二四〇円	五十人以上未満	一〇、七八八	一一、三三〇円	一〇、七八八	一一、三三〇円
千人以上未満	一三、五九六	一四、六八八	一五、八六二	一七、一三六	一三、五九六	一四、六八八	十人以上未満	一〇、七八八	一一、三三〇円	一〇、七八八	一一、三三〇円

5 参議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

[illegible]

6 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

[illegible]

三万八千零以上	七四、一四五	二〇九、五五九	八五、二九八	二四三、三三三	九六、四五—	二七、〇五一
五千人以上	八七、七〇七	二四五、七三二	一一一、一六六	三四六、九一六	一三二、三一—	三八〇、六四四
一万人以上	一一、一六六	三四六、九一六	一五四、六二五	四四八、一〇〇	一五四、六二五	四四八、一〇〇
一万五千人以上						
二万人以上	一三二、三一九	三八〇、六四四	一七六、九三一	五一五、五五六	一八八、〇八四	五四九、二八四
二万五千人以上						
三万人以上	一五四、六二五	四四八、一〇〇	一九九、二三七	五八三、〇一二	二一〇、三九〇	六六、七四〇

第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

[illegible]

三千八百人以上	一四三、三二八	三二〇、六五六	一七七、三二四	三九八、九八四	一六〇、三二六	三五九、八二〇
一千五百人以上	一七九、七七二	四〇一、四三二	一九六、七七〇	四四〇、五九六	一七九、七七二	四〇一、四三二
一千人以上	二二三、七六八	四七九、七六〇	二四七、七六四	五五八、〇八八	二二〇、七六六	五一八、九二四
五百人以上	三一五、七五六	七一四、七四四	三八三、七四八	八七一、四〇〇	二九八、七五八	六七五、五八〇
二百人以上	四三四、七四二	九八八、八九二	四五一、七四〇	一、〇二八、〇五六	三六六、七五〇	八二二、二二六
一百人以上						

第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

[illegible]

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日		区	市	町	村
	投票日	区 の 選 挙 人 の 数				
区	平日	八、九二四 円	休日	平日	平日	休日
市	平日	八、九二四 円	休日	平日	平日	休日
町	平日	八、九二四 円	休日	平日	平日	休日
村	平日	八、九二四 円	休日	平日	平日	休日
千五百人以上満	一一、一五五	一一、〇四五	八、九二四	九、六三六 円	八、九二四 円	九、六三六 円
千五百人未満	一一、一五五	一一、〇四五	八、九二四	九、六三六	一一、一五五	一一、〇四五
二千人以上満	一一、二八六	一四、四五四	一一、二八六	一四、四五四	一五、六一七	一六、八六三
二千一人未満	一一、二八六	一四、四五四	一一、二八六	一四、四五四	一五、六一七	一六、八六三
三千人以上満	一三、三八六	一四、四五四	一三、三八六	一四、四五四	一七、八四八	一九、二七二
三千一人未満	一三、三八六	一四、四五四	一三、三八六	一四、四五四	一七、八四八	一九、二七二
五千人以上満	一三、三八六	一四、四五四	一五、六一七	一六、八六三	一七、八四八	一九、二七二
五千一人未満	一三、三八六	一四、四五四	一五、六一七	一六、八六三	一七、八四八	一九、二七二
一万人以上満	一五、六一七	二二、三二〇	二四、〇九〇	二四、五四一	二六、四九九	二八、九二二
一万一人未満	一五、六一七	二二、三二〇	二四、〇九〇	二四、五四一	二六、四九九	二八、九二二
一万五千人以上満	二二、三二〇	二四、〇九〇	二九、〇〇三	三三、一一七	三三、一一七	三六、五四〇
一万五千人未満	二二、三二〇	二四、〇九〇	二九、〇〇三	三三、一一七	三三、一一七	三六、五四〇
二万人以上満	二四、五四一	二六、四九九	三三、一一七	三六、五四一	三八、九二二	四一、三四四
二万人未満	二四、五四一	二六、四九九	三三、一一七	三六、五四一	三八、九二二	四一、三四四
二万人以上	二九、〇〇三	三一、三一七	三七、九二七	四〇、九五三	四〇、一五八	四三、三六二

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万九千七百八十二円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 六万二千八百十六円
- 10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日		区	市	町	村
	投票日	区 の 選 挙 人 の 数				
区	平日	一一、三三〇 円	休日	平日	平日	休日
市	平日	一一、三三〇 円	休日	平日	平日	休日
町	平日	一一、三三〇 円	休日	平日	平日	休日
村	平日	一一、三三〇 円	休日	平日	平日	休日
千五百人以上満	一一、三三〇	一四、六八八	一一、三三〇	一五、八六二	一四、六八八	一四、六八八
千五百人未満	一一、三三〇	一四、六八八	一一、三三〇	一五、八六二	一四、六八八	一四、六八八
二千人以上満	一五、八六二	一七、一三六	一五、八六二	一八、二二八	一七、一三六	一八、二二八
二千一人未満	一五、八六二	一七、一三六	一五、八六二	一八、二二八	一七、一三六	一八、二二八
三千人以上満	一八、二二八	二二、六六〇	一八、二二八	二四、九二六	二〇、三九四	二二、〇三二
三千一人未満	一八、二二八	二二、六六〇	一八、二二八	二四、九二六	二〇、三九四	二二、〇三二
五千人以上満	二二、六六〇	二四、九二六	二六、四九九	二九、〇〇三	二六、四九九	二八、九二二
五千一人未満	二二、六六〇	二四、九二六	二六、四九九	二九、〇〇三	二六、四九九	二八、九二二
一万人以上満	二四、九二六	二九、〇〇三	三三、一一七	三六、五四一	三三、一一七	三六、五四一
一万一人未満	二四、九二六	二九、〇〇三	三三、一一七	三六、五四一	三三、一一七	三六、五四一
一万五千人以上満	二九、〇〇三	三一、三一七	三七、九二七	四〇、九五三	四〇、一五八	四三、三六二
一万五千人未満	二九、〇〇三	三一、三一七	三七、九二七	四〇、九五三	四〇、一五八	四三、三六二
二万人以上満	三三、一一七	三七、九二七	四〇、九五三	四三、三六二	四三、三六二	四六、五七四
二万人未満	三三、一一七	三七、九二七	四〇、九五三	四三、三六二	四三、三六二	四六、五七四
二万人以上	三七、九二七	四〇、九五三	四三、三六二	四六、五七四	四六、五七四	四九、七八六

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万三千九百四十一円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 五万七千二十三円
- 10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過

勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

一 投票日の翌日が平日である場合 六万三千三十二円

二 投票日の翌日が休日である場合 六万四千六十五円

11
12 (略)

13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、次の表に掲げる額を減額する。

選挙 区 市 町 村	投票 区 市 町 村 の 数	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
		区	市	区	市
五百人以上満			一、六七一円		一、六七一円
千五百人以上満			二、〇七一		二、〇七一
二千人以上満上			二、四七一		二、四七一
三千人以上満上			二、八七一		二、八七一
五千人以上満上			三、二七一		三、二七一
七千人以上満上			三、六七一		三、六七一
一万人以上満上			四、〇七一		四、〇七一
二万人以上			六、八七一		七、二七一

14
16 (略)

(期日前投票所経費)
第四条の二 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所に

勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

一 投票日の翌日が平日である場合 五万四千六百六十六円

二 投票日の翌日が休日である場合 五万七千七百四十九円

11
12 (略)

13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、次の表に掲げる額を減額する。

選挙 区 市 町 村	投票 区 市 町 村 の 数	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
		区	市	区	市
五百人以上満			二、四七一円		二、四七一円
千五百人以上満			二、八七一		二、八七一
二千人以上満上			三、二七一		三、二七一
三千人以上満上			三、六七一		三、六七一
五千人以上満上			四、〇七一		四、〇七一
七千人以上満上			四、四七一		四、四七一
一万人以上満上			五、二七一		五、二七一
二万人以上			八、八七一		八、八七一

14
16 (略)

(期日前投票所経費)
第四条の二 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所に

2
(略)

3 | 期日

あらかじめ承認した借料を加算する。

(開票所經費)

第五條 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

調査の要日		調査の要日	
調査の要日	調査の要日	調査の要日	調査の要日
千人未満	二二五、九〇一円	二二八、七六五円	休 日
二千人未満	三二一、一二七	三二五、七二一	休 日
三千人未満	四二五、八一五	四三一、九〇一	休 日
五千人未満	五二一、五三九	五二九、二三六	休 日
一万人未満	六二六、四五九	六三五、七六七	休 日
一万五千人未満	七二一、八四七	七三二、七六六	休 日
二万五千人以上	八四七、八二〇	八六〇、七〇八	休 日
三万人未満	一、〇〇〇、四四二	一、〇一五、八三六	休 日
三万人以上	一、一一七、三三三	一、一三四、〇〇〇	休 日

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

2
(略)

(新設)

(新設)

(開票所經費)

第五條 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

調査の曜日		平	日	休	日
区 の 道 歩 行 者 の 数	歩 行 者 の 数	千 人 未満	三〇二、 九〇〇 円	三一二、 六七四 円	
二千人未満	二千人未満	四二八、 二七七		四四二、 九三八	
三千人未満	三千人未満	五四八、 九六七		五六七、 九七二	
五千人未満	五千人未満	六六〇、 八〇二		六八四、 一五一	
一万人未満	一万人未満	七九五、 七六四		八二四、 〇〇〇	
一万五千人未満	一万五千人未満	一、〇〇四、 七七九		一、〇四一、 一六〇	
二万五千人未満	二万五千人未満	一、二五一、 〇五四		一、二九六、 六六六	
三万人未満	三万人未満	一、四一八、 二七六		一、四七〇、 四〇四	
三万人以上	三万人以上	一、五四三、 七〇六		一、六〇〇、 七二一	

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の翌日 選挙区 の選挙 人の数	平	休
千人未満	一六四、一七六円	一六七、〇四〇円
二千人未満	二五六、五二五	二六一、〇〇〇
三千人未満	三四八、八七四	三五四、九六〇
五千人未満	四四一、二二三	四四八、九二〇
一万人未満	五三三、五七二	五四二、八八〇
一万五千人未満	六二五、九二一	六三六、八四〇
二万人未満	七三八、七九二	七五一、六八〇
三万人未満	八八二、四四六	八九七、八四〇
三万人以上	九五四、二七三	九七〇、九二〇

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の翌日 選挙区 の選挙 人の数	平	休
千人未満	一二四、四七七円	一二七、三二五円
二千人未満	二三四、六三七	三三九、〇八七
三千人未満	四四四、〇三九	四五〇、〇九一
五千人未満	五四四、五八七	五五二、二四一
一万人未満	六五四、三三一	六六三、五八七
一万五千人未満	七五四、五四三	七六五、四〇一
二万人未満	八八六、四一一	八九九、二二八

開票の翌日 選挙区 の選挙 人の数	平	休
千人未満	二四四、七八二円	二五四、五五六円
二千人未満	三六七、一七三	三八一、八三四
三千人未満	四七五、九六五	四九四、九七〇
五千人未満	五八四、七五七	六〇八、一〇六
一万人未満	七〇七、一四八	七三五、三八四
一万五千人未満	九一一、一三三	九四七、五一四
二万人未満	一、一四二、三一六	一、一八七、九二八
三万人未満	一、三〇五、五〇四	一、三五七、六三二
三万人以上	一、四二七、八九五	一、四八四、九一〇

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の翌日 選挙区 の選挙 人の数	平	休
千人未満	三〇九、四一六円	三一九、二〇八円
二千人未満	四三八、〇五一	四五二、七三九
三千人未満	五六一、六三七	五八〇、六七七
五千人未満	六七六、三六八	六九九、七六〇
一万人未満	八一四、五八八	八四二、八七六
一万五千人未満	一、〇二九、〇三三	一、〇六五、四八一
二万人未満	一、二八一、四六二	一、三二七、一五八

三 万 人 以 上	三 二 万 人 未 以 満 上
一、一六七、二〇一	一、〇四六、五三八
一、一八三、七五五	一、〇六一、八四六

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の翌日 投票の人数	開票の翌日	休 日
千 人 未 満	一七二、七五二 円	一七五、六〇〇 円
二 千 人 未 以 満 上	二六九、九二五	二七四、三七五
三 二 千 人 未 以 満 上	三六七、〇九八	三七三、一五〇
五 三 千 人 未 以 満 上	四六四、二七一	四七一、九二五
一 五 万 人 未 以 満 上	五六一、四四四	五七〇、七〇〇
一 万 五 千 人 未 以 満 上	六五八、六一七	六六九、四七五
二 一 万 五 千 人 未 以 満 上	七七七、三八四	七九〇、二〇〇
三 二 万 人 未 以 満 上	九二八、五四二	九四三、八五〇
三 万 人 以 上	一、〇〇四、一二一	一、〇二〇、六七五

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の翌日 投票の人数	開票の翌日	休 日
千 人 未 満	六一、七二五 円	二二五、九一七 円
二 千 人 未 以 満 上	六四、七二二	三〇五、六三七

三 万 人 以 上	三 二 万 人 未 以 満 上
一、五八一、七一六	一、四五三、〇二八
一、六三八、八三六	一、五〇五、二五二

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の翌日 投票の人数	開票の翌日	休 日
千 人 未 満	二五一、二九八 円	二六一、〇九〇 円
二 千 人 未 以 満 上	三七六、九四七	三九一、六三五
三 二 千 人 未 以 満 上	四八八、六三五	五〇七、六七五
五 三 千 人 未 以 満 上	六〇〇、三二三	六二三、七一五
一 五 万 人 未 以 満 上	七二五、九七二	七五四、二六〇
一 万 五 千 人 未 以 満 上	九三五、三八七	九七一、八三五
二 一 万 五 千 人 未 以 満 上	一、一七一、七二四	一、二二八、四二〇
三 二 万 人 未 以 満 上	一、三四〇、二五六	一、三九二、四八〇
三 万 人 以 上	一、四六五、九〇五	一、五二三、〇二五

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の翌日 投票の人数	開票の翌日	休 日
千 人 未 満	五八、一一八 円	二七八、四二〇 円
二 千 人 未 以 満 上	六一、一〇四	三九一、五五七

三 千 人 未 以 上	七 六、 九 四 一	四 〇 四、 五 九 九
五 三 千 人 未 以 上	八 〇、 三 一 六	四 九 四、 七 〇 七
一 五 千 人 未 以 上	九 二、 八 八 七	五 九 四、 〇 一 一
一 一 万 五 千 人 未 以 上	九 五、 九 二 六	六 八 三、 七 八 三
二 一 万 五 千 人 未 以 上	一 〇 九、 〇 二 八	八 〇 二、 八 九 二
三 二 万 人 未 以 上	一 一 七、 九 九 六	九 四 六、 七 七 八
三 万 人 以 上	一 六 三、 〇 八 〇	一、 〇 五 九、 三 二 一

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開 票 区 の 選 挙 人 の 数	金 額
千 人 未 満	一 五 四、 一 九 二 円
二 千 人 未 満	二 四 〇、 九 二 五
三 千 人 未 満	三 二 七、 六 五 八
五 千 人 未 満	四 一 四、 三 九 一
一 万 人 未 満	五 〇 一、 一 二 四
一 万 五 千 人 未 満	五 八 七、 八 五 七
二 万 人 未 満	六 九 三、 八 六 四
三 万 人 未 満	八 二 八、 七 八 二
三 万 人 以 上	八 九 六、 二 四 一

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の

三 千 人 未 以 上	七 三、 〇 〇 二	五 〇 一、 三 六 七
五 三 千 人 未 以 上	七 六、 〇 四 五	六 〇 二、 三 二 二
一 五 千 人 未 以 上	八 八、 六 一 六	七 二 五、 〇 四 四
一 一 万 五 千 人 未 以 上	九 三、 六 四 六	九 一 三、 六 五 九
二 一 万 五 千 人 未 以 上	一 〇 八、 七 三 八	一、 一 三 六、 八 一 四
三 二 万 人 未 以 上	一 一 二、 七 七 二	一、 二 八 七、 七 一 六
三 万 人 以 上	一 一 五、 八 一 一	一、 四 〇 〇、 九 〇 六

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開 票 区 の 選 挙 人 の 数	金 額
千 人 未 満	二 二 〇、 三 〇 二 円
二 千 人 未 満	三 三 〇、 四 五 三
三 千 人 未 満	四 二 八、 三 六 五
五 千 人 未 満	五 二 六、 二 七 七
一 万 人 未 満	六 三 六、 四 二 八
一 万 五 千 人 未 満	八 二 〇、 〇 一 三
二 万 人 未 満	一、 〇 二 八、 〇 七 六
三 万 人 未 満	一、 一 七 四、 九 四 四
三 万 人 以 上	一、 二 八 五、 〇 九 五

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の

当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の翌日 開票の 地区の 選挙人の 数		平 日		休 日	
千人未満	二二五、九〇一 円	二二八、七六五 円			
二千人未満以上	三二一、二三七	三二五、七一二			
三千人未満以上	四二五、八一五	四三一、九〇一			
五千人未満以上	五二一、五三九	五二九、二三六			
一万千人未満以上	六二六、四五九	六三五、七六七			
一万五千人未満以上	七二一、八四七	七三二、七六六			
二万五千人未満以上	八四七、八二〇	八六〇、七〇八			
三万人未満以上	一、〇〇〇、四四二	一、〇一五、八三六			
三万人以上	一、一二七、三五三	一、一三四、〇〇〇			

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の翌日 開票の 地区の 選挙人の 数		平 日		休 日										
千人未満	一六四、一七六円	一六七、〇四〇円		二千人未満以上	二五六、五二五	二六一、〇〇〇		三千人未満以上	三四八、八七四	三五四、九六〇		四千人未満以上	四四一、二二三	四四八、九二〇

当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の翌日 開票の 地区の 選挙人の 数		平 日	休 日
千人未満	三〇二、九〇〇円		三一二、六七四円
二千人未満以上	四二八、二七七		四四二、九三八
三千人未満以上	五四八、九六七		五六七、九七二
五千人未満以上	六六〇、八〇二		六八四、一五一
一万千人未満以上	七九五、七六四		八二四、〇〇〇
一万五千人以上	一、〇〇四、七七九		一、〇四一、一六〇
一万五千人未満以上	一、二五一、〇五四		一、二九六、六六六
二万人未満以上	一、四一八、二七六		一、四七〇、四〇四
三万人未満以上	一、五四三、七〇六		一、六〇〇、七二一

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の翌日 開票の 地区の 選挙人の 数		平 日		休 日	
千人未満		二四四、七八二円		二五四、五五六円	
二千人未満以上		三六七、一七三		三八一、八三四	
三千人未満以上		四七五、九六五		四九四、九七〇	
五千人未満以上		五八四、七五七		六〇八、一〇六	

一 五 千 人 未 以 上	五 三 三、 五 七 二	五 四 二、 八 八 〇
一 万 五 千 人 以 上	六 二 五、 九 二 一	六 三 六、 八 四 〇
二 万 五 千 人 未 以 上	七 三 八、 七 九 二	七 五 一、 六 八 〇
三 万 人 未 以 上	八 八 二、 四 四 六	八 九 七、 八 四 〇
三 万 人 以 上	九 五 四、 二 七 三	九 七 〇、 九 二 〇

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の翌日 市区町村の 選挙人の数	平 日	休 日
千 人 未 満	二 三 四、 四 七 七 円	二 三 七、 三 二 五 円
二 千 人 未 以 上	三 三 四、 六 三 七	三 三 九、 〇 八 七
三 千 人 未 以 上	四 四 四、 〇 三 九	四 五 〇、 〇 九 一
五 千 人 未 以 上	五 四 四、 五 八 七	五 五 二、 二 四 一
一 万 人 未 以 上	六 五 四、 三 三 一	六 六 三、 五 八 七
一 万 五 千 人 未 以 上	七 五 四、 五 四 三	七 六 五、 四 〇 一
二 万 五 千 人 未 以 上	八 八 六、 四 一 二	八 九 九、 二 二 八
三 万 人 未 以 上	一、 〇 四 六、 五 三 八	一、 〇 六 一、 八 四 六
三 万 人 以 上	一、 一 六 七、 二 〇 一	一、 一 八 三、 七 五 五

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

一 五 千 人 未 以 上	七 〇 七、 一 四 八	七 三 五、 三 八 四
一 万 五 千 人 以 上	九 一 一、 一 三 三	九 四 七、 五 一 四
二 万 五 千 人 未 以 上	一、 一 四 二、 三 一 六	一、 一 八 七、 九 二 八
三 万 人 未 以 上	一、 三 〇 五、 五 〇 四	一、 三 五 七、 六 三 二
三 万 人 以 上	一、 四 二 七、 八 九 五	一、 四 八 四、 九 一 〇

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の翌日 市区町村の 選挙人の数	平 日	休 日
千 人 未 満	三 〇 九、 四 一 六 円	三 一 九、 二 〇 八 円
二 千 人 未 以 上	四 三 八、 〇 五 一	四 五 二、 七 三 九
三 千 人 未 以 上	五 六 一、 六 三 七	五 八 〇、 六 七 七
五 千 人 未 以 上	六 七 六、 三 六 八	六 九 九、 七 六 〇
一 万 人 未 以 上	八 一 四、 五 八 八	八 四 二、 八 七 六
一 万 五 千 人 未 以 上	一、 〇 二 九、 〇 三 三	一、 〇 六 五、 四 八 一
二 万 五 千 人 未 以 上	一、 二 八 一、 四 六 二	一、 三 二 七、 一 五 八
三 万 人 未 以 上	一、 四 五 三、 〇 二 八	一、 五 〇 五、 二 五 二
三 万 人 以 上	一、 五 八 一、 七 一 六	一、 六 三 八、 八 三 六

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票の翌日	選挙区 の選挙 人の数	千 人 未満	二 千 人 未満	三 千 人 未満	五 千 人 未満	一 万 人 未満	一 万 五 千 人 未満	二 万 人 未満	三 万 人 未満
平 日		一七二、七五二 円	二六九、九二五	三六七、〇九八	四六四、二七一	五六一、四四四	六五八、六一七	七七七、三八四	九二八、五四二
休 日		一七五、六〇〇 円	二七四、三七五	三七三、一五〇	四七一、九二五	五七〇、七〇〇	六六九、四七五	七九〇、二〇〇	九四三、八五〇
									一、〇二〇、六七五

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票
所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の翌日	選挙区 の選挙 人の数	千 人 未満	二 千 人 未満	三 千 人 未満	五 千 人 未満	一 万 人 未満	一 万 五 千 人 未満	二 万 人 未満	三 万 人 未満
平 日		六一、七二五 円	六四、七二二	七六、九四一	八〇、三一六	九二、八八七	九五、九二六	一〇九、〇二八	一一七、九九六
休 日		二一五、九一七 円	三〇五、六三七	四〇四、五九九	四九四、七〇七	五九四、〇一一	六八三、七八三	八〇二、八九二	九四六、七七八

投票の翌日	選挙区 の選挙 人の数	千 人 未満	二 千 人 未満	三 千 人 未満	五 千 人 未満	一 万 人 未満	一 万 五 千 人 未満	二 万 人 未満	三 万 人 未満
平 日		二五一、二九八 円	三七六、九四七	四八八、六三五	六〇〇、三二三	七二五、九七二	九三五、三八七	一、一七一、七二四	一、三四〇、二五六
休 日		二六一、〇九〇 円	三九一、六三五	五〇七、六七五	六二三、七一五	七五四、二六〇	九七一、八三五	一、二一八、四二〇	一、三九二、四八〇
									一、五二三、〇二五

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票
所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票の翌日	選挙区 の選挙 人の数	千 人 未満	二 千 人 未満	三 千 人 未満	五 千 人 未満	一 万 人 未満	一 万 五 千 人 未満	二 万 人 未満	三 万 人 未満
平 日		五八、一一八 円	六一、一〇四	七三、〇〇二	七六、〇四五	八八、六一六	九三、六四六	一〇八、七三八	一一二、七七二
休 日		二七八、四二〇 円	三九一、五五七	五〇一、三六七	六〇二、三二二	七二五、〇四四	九一三、六五九	一、一三六、八一四	一、二八七、七一六

三万人以上	一六三、〇八〇	一、〇五九、三二一
-------	---------	-----------

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金 額
千 人 未 満	一五四、一九二 円
二 千 人 以 上	二四〇、九二五
三 千 人 未 満	三二七、六五八
四 千 人 未 満	四一四、三九一
五 千 人 未 満	五〇一、一二四
一 万 人 未 満	五八七、八五七
一 万 五 千 人 未 満	六九三、八六四
二 万 人 未 満	八二八、七八二
三 万 人 未 満	八九六、二四一

13 16 (略)

17 選挙人の数が三万人以上の開票区については、第一項から第十五項までの規定によつて計算した開票所経費の基準額に三万人を超える数一万人ごとに百分の十五を乗じて得た額を加算する。

三万人以上	一一五、八一一	一、四〇〇、九〇六
-------	---------	-----------

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金 額
千 人 未 満	一一〇、三〇二 円
二 千 人 未 満	三三〇、四五三
三 千 人 未 満	四二八、三六五
四 千 人 未 満	五二六、二七七
五 千 人 未 満	六三六、四二八
一 万 人 未 満	八二〇、〇一三
一 万 五 千 人 未 満	一、〇二八、〇七六
二 万 人 未 満	一、一七四、九四四
三 万 人 未 満	一、二八五、〇九五

13 16 (略)

17 選挙人の数が三万人以上の開票区については、第一項から第十五項までの規定によつて計算した開票所経費の基準額に三万人をこえる数一万人ごとに百分の三十を乗じて得た額を加算する。

(選挙会経費及び選挙分会経費)

第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六九一、三四七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇一、三二二
参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、二六七、四一七

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十三万四千七百四十六円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十一万七千七百六十五円、参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十二万四千七百七十八円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 (略)

(選挙公報発行費)

第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

選挙		衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	
都道府県	選挙	都及び大都市のある道府県	その他の県	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙
一	三十万未満	円	四一円	一八円	四四銭
二	三十万以上四十万未満	銭	九〇銭	一八銭	二一
三	四十万以上五十万未満	銭	四〇銭	一八銭	〇四

(選挙会経費及び選挙分会経費)

第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六九〇、〇四七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇一、一九七
参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、二六六、四六四

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十三万七千五百二十六円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十二万七千二百二十円、参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十三万九千八百八十五円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 (略)

(選挙公報発行費)

第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

選挙		衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	
都道府県	選挙	都及び大都市のある道府県	その他の県	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙
一	三十万未満	円	四六円	一八円	七八銭
二	三十万以上四十万未満	銭	四四銭	一八銭	三六
三	四十万以上五十万未満	銭	四三銭	一七銭	八九

四	五十万以上 七十万未満	四〇	〇三	三九	七七	一七	七九
五	七十万以上 百万未満	三九	六三	三九	四三	一七	四五
六	百万以上	三七	二〇	三七	〇三	一七	二〇

2
3
4
(略)

(ポスター掲示場費)

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額(区画数(当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))を超える場合には、当該乗じて得た数)が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに千三百六十五円を加算した額)とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合においては、当該掲示場については、当該額とする。

区画数	区市町村	区	市	町	村
九 未 満		一四、七〇〇円	一二、六五〇円		一一、六〇〇円
九 以 上		一六、二七五	一五、一二五		一四、一七五
十 三 以 上		一七、八五〇	一六、八〇〇		一五、七五〇

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

四	五十万以上 七十万未満	四三	〇一	四二	七五	一七	七三
五	七十万以上 百万未満	四二	九四	四二	七三	一七	四八
六	百万以上	三九	九九	三九	八二	一七	二一

2
3
4
(略)

(ポスター掲示場費)

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額(区画数(当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))を超える場合には、当該乗じて得た数)が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに千三百六十五円を加算した額)とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合においては、当該掲示場については、当該額とする。

区画数	区市町村	区	市	町	村
九 未 満		一五、二二五円	一四、一七五円		一三、一二五円
九 以 上		一六、八〇〇	一五、七五〇		一四、七〇〇
十 三 以 上		一八、三七五	一七、三二五		一六、二七五

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開催の時間		金額
平日		
休日	昼間（午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。）	七、六八二円
	夜間（午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。）	二四、五一四
	日	二五、八五三

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千七百三十円、休日にあつては一万八千六十九円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 7 （略）

（事務費）

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費（啓発宣伝の経費を含む。）の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人及び世帯数、投票所及び開票所数並びに地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

区分	分	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
		選挙人の数が五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	選挙人の数が五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの
都道府県	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一七、五一六、七九三	二二、一三三、五二六	一三、八三三、一七四	一八、九八二、一五八
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二四、五九二、一九九	二九、九四二、一八八	二〇、四五六、二七九	二五、三二四、二二七
	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	三〇、六五五、六六七	三六、九一五、一五七	二七、三〇〇、七五〇	三三、四二一、五八七
	選挙人の数が二百二十五万人以上百万人未満のもの	三五、七一九、四五一	四二、〇一〇、〇一一	三三、四二一、五八七	三九、五八七、八二二
	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	四二、〇一〇、〇一一	四八、九一五、一五七	三六、九一五、一五七	四三、〇七五、七五〇
	選挙人の数が二百二十五万人以上百万人未満のもの	四八、九一五、一五七	五五、八二二、八二二	四三、〇七五、七五〇	五〇、一三三、五二六
	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	五五、八二二、八二二	六二、九三〇、七五〇	五〇、一三三、五二六	五七、一八七、五〇〇
	選挙人の数が二百二十五万人以上百万人未満のもの	六二、九三〇、七五〇	六九、〇三三、五二六	五七、一八七、五〇〇	六四、一八七、五〇〇
	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	六九、〇三三、五二六	七六、一八七、五〇〇	六四、一八七、五〇〇	七二、二九〇、七五〇
	選挙人の数が二百二十五万人以上百万人未満のもの	七六、一八七、五〇〇	八三、二九〇、七五〇	七二、二九〇、七五〇	七八、三九三、五二六
都道府県の支庁又は地方事務所		八三、二九〇、七五〇	九〇、三九三、五二六	七八、三九三、五二六	八五、四九六、七五〇
認定出先機関		九〇、三九三、五二六	九七、四九六、七五〇	八五、四九六、七五〇	九二、五九九、〇〇〇
大都市	選挙人の数が五万人未満のもの	六、二五七、九九三	八、四二一、二五一	五、一五二、二五一	七、三二四、二九六

開催の時		金 額
平日		
昼間（午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。）	六、八六六 円	
夜間（午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。）	二二、九六六	
休 日	二五、三二七	

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千九百九十八円、休日にあつては一万八千三百五十九円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 7 （略）

（事務費）

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費（啓発宣伝の経費を含む。）の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人及び世帯数、投票所及び開票所数並びに地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

区分	分	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
		選挙人の数が五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	選挙人の数が五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの
都道府県	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一七、五一六、七九三	二二、一三三、五二六	一三、八三三、一七四	一八、九八二、一五八
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二四、五九二、一九九	二九、九四二、一八八	二〇、四五六、二七九	二五、三二四、二二七
	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	三〇、六五五、六六七	三六、九一五、一五七	二七、三〇〇、七五〇	三三、四二一、五八七
	選挙人の数が二百二十五万人以上百万人未満のもの	三五、七一九、四五一	四二、〇一〇、〇一一	三三、四二一、五八七	三九、五八七、八二二
	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	四二、〇一〇、〇一一	四八、九一五、一五七	三六、九一五、一五七	四三、〇七五、七五〇
	選挙人の数が二百二十五万人以上百万人未満のもの	四八、九一五、一五七	五五、八二二、八二二	四三、〇七五、七五〇	五〇、一三三、五二六
	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	五五、八二二、八二二	六二、九三〇、七五〇	五〇、一三三、五二六	五七、一八七、五〇〇
	選挙人の数が二百二十五万人以上百万人未満のもの	六二、九三〇、七五〇	六九、〇三三、五二六	五七、一八七、五〇〇	六四、一八七、五〇〇
	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	六九、〇三三、五二六	七六、一八七、五〇〇	六四、一八七、五〇〇	七二、二九〇、七五〇
	選挙人の数が二百二十五万人以上百万人未満のもの	七六、一八七、五〇〇	八三、二九〇、七五〇	七二、二九〇、七五〇	七八、三九三、五二六
都道府県の支庁又は地方事務所		八三、二九〇、七五〇	九〇、三九三、五二六	七八、三九三、五二六	八五、四九六、七五〇
認定出先機関		九〇、三九三、五二六	九七、四九六、七五〇	八五、四九六、七五〇	九二、五九九、〇〇〇
大都市	選挙人の数が五万人未満のもの	六、二五七、九九三	八、四二一、二五一	五、一五二、二五一	七、三二四、二九六

3 投票又は開票が日曜日及び土曜日以外の休日に行われた場合においては、次の表に掲げる額を加算する。ただし、前項の場合においては、これらの額及びこれらの額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

[illegible]

4
§
11
(略)

(再選挙等の経費)

第十七条
(略)

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経費の額を算出する場合における第六条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項の表中「二、二六六、四六四」とあるのは「一、二七四、二〇七」と、同条第二項中「百十三万九

七百七十八円」とあるのは「六十八万五千七百十七円」とする。

(事務の区分)

第二十二条 第四条第十五項、第四条の二第三項、第五条第十六項及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

百八十五円」とあるのは「六十九万百十円」とする。

(事務の区分)

第二十二条 第四条第十五項、第五条第十六項及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(傍線部分は改正部分)

現行

別表第一第一号法定受託事務（第二条関係）	
（略）	（略）
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）	第四条第十五項、第四条の二第三項、第五条第十六項及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務

別表第一第一号法定受託事務（第二条関係）	
（略）	（略）
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）	第四条第十五項、第五条第十六項及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務